

環境省令第二十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日

環境大臣 山本 公一

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「十年間」を「十五年間」に改める。

(水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「金属鋳業及び溶融めつき業(溶融亜鉛めつきを行うものに限る。)」に属する特定事業場にあつては、「二年間」を「金属鋳業に属する特定事業場にあつては、五年間」に改める。

附 則

この省令のうち、第一条の規定は平成二十八年十二月十一日から、第二条の規定は平成二十八年十二月一日から施行する。